

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の960</u></p> <p>(2) 職務の級が6級から9級までである者 <u>1,000分の932</u></p>	<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の978</u></p> <p>(2) 職務の級が6級から9級までである者 <u>1,000分の949</u></p>
<p>別表第2 医療職給料表(第3条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>略</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の960</u></p> <p>(2) 職務の級が6級又は7級である者 <u>1,000分の932</u></p>	<p>別表第2 医療職給料表(第3条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>略</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の978</u></p> <p>(2) 職務の級が6級又は7級である者 <u>1,000分の949</u></p>

ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の960
- (2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の932

別表第2の2 特定任期付職員給料表（第3条関係）

略

備考 この表に定める給料月額に1,000分の960を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の960を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の949

別表第2の2 特定任期付職員給料表（第3条関係）

略

備考 この表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	8級	2種	87,600円	74,400円
	7級	2種	82,500円	67,900円
		3種	66,000円	54,300円
	6級	3種	62,000円	47,900円
医療職給料表(1)	4級	1種	135,500円	114,000円
		2種	108,300円	91,200円
		3種	86,700円	73,000円
	3級	2種	101,200円	76,900円

		3種	80,900円	61,500円
医療職給料表(2)	7級	2種	81,600円	69,500円
		3種	65,300円	55,600円
	6級	3種	62,000円	49,100円
		4種	54,200円	43,000円
医療職給料表(3)	7級	2種	82,300円	70,600円
		3種	65,900円	56,600円
	6級	3種	64,600円	49,600円
		4種	56,600円	43,400円

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(平成24年鳥取県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置等)</p> <p>2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの(以下「特定職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして管理者が定めるものに対する第1条の規定による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)別表第1から別表第3までの規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与規程別表第1から別表第3までの備考の規定中「<u>1,000分の960</u>」とあるのは、「<u>1,000分の968</u>」とする。</p> <p>3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち施行日の前日において第3条の規定による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(以下「旧平成18年改正規程」という。)附則第7条の規定の適用を受けていた職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額(行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの(以下「行政職2級以下職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置等)</p> <p>2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの(以下「特定職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして管理者が定めるものに対する第1条の規定による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)別表第1から別表第3までの規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与規程別表第1から別表第3までの備考の規定中「<u>1,000分の978</u>」とあるのは、「<u>1,000分の986</u>」とする。</p> <p>3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち施行日の前日において第3条の規定による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(以下「旧平成18年改正規程」という。)附則第7条の規定の適用を受けていた職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額(行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの(以下「行政職2級以下職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職</p>

<p>員に対応するものとして管理者が定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して管理者が定める額)に1,000分の982を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。)に達しないものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>4～7 略</p>	<p>員に対応するものとして管理者が定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して管理者が定める額)に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>4～7 略</p>
---	--

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。